

貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則第13条の規定に基づき、下記のとおり掲示する。

原電エンジニアリング株式会社	
事業の種別	第一種貨物利用運送事業
利用運送に関わる 運送期間の種類	貨物自動車運送
運賃及び料金	消費者を対象としないため省略
運送区域	全国
業務の範囲	特定事業